

第 2 期
瑞浪市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和 2 年 月

瑞浪市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) 国の動向	1
(2) 瑞浪市の取組	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の基本的事項	1
(1) 法令の根拠	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の対象	2
(4) 計画の期間	2
第2章 瑞浪市の現状	3
1 現状分析	3
(1) 人口動態等	3
(2) 少子化の動向(出生の推移等)	6
(3) 女性の労働力率(M字カーブ)の動向	9
2 前計画の実績及び評価	10
(1) 瑞浪市子ども・子育て支援事業計画	10
(2) 量の見込みと実績	11
3 アンケート調査の結果	13
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本的な視点	17
第4章 施策の体系	18
(1) 施策体系	18
第5章 施策の内容	19
基本目標1 心豊かにたくましく生きる力の育成	19
1 就学前教育・保育サービスの充実	19
2 小学校生活への滑らかな移行	20
3 親と子の時間が確保される労働の支援(ワーク・ライフ・バランス)	20
4 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備	20
基本目標2 助けあう子育て 支え合う親育ち 安心できるまちづくり	21
1 地域における子育て支援サービスの充実	21
2 児童の健全育成	23
基本目標3 母子の健康の確保及び増進	24

1 子どもや母親の健康の確保	24
2 小児医療の充実	24
基本目標4 個々の家庭の特性に応じたきめ細かな支援	25
1 児童虐待防止対策の充実	25
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	26
3 障がい児支援の充実	26
4 子どもの貧困対策の充実	26
第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策	27
1 教育・保育提供区域の設定	27
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	27
(1) 量の見込みの推計の考え方	27
(2) 特定教育・保育施設	28
(3) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	30
(4) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	34
3 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項	42
(1) 教育保育の質の向上	42
(2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上	42
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	42
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ...	42
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	42
7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	43
(1) 児童虐待防止対策の充実	43
(2) 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実	43
8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	43
(1) 男女共同参画への意識づくり	43
(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	43
9 その他関連施策の推進	44
(1) 親としての成長にかかる支援	44
(2) 地域の子育て力を高める環境づくり	44
(3) 子どもと子育てにやさしいまちづくり	44

第7章 計画の進行管理	45
1 行政機関の連携	45
2 市民や地域との連携	45
3 計画の進行管理	45

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

国は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、市町村に対し次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務付けました。

同法は10年間の時限立法でしたが、平成26年4月の改正により、法の有効期間が10年間延長され、計画的・集中的な取組が継続されることとなりました。

また、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。この制度において、市町村は5年ごとに「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっています。

(2) 瑞浪市の取組

① 次世代育成支援行動計画

本市では、平成27年3月に、それまでの「瑞浪市次世代育成支援行動計画」を包含した「瑞浪市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27年度～平成31年度)」を策定しています。第2期の事業計画では、こうした構成を継続するとともに、瑞浪市総合計画など関連する計画と連携のうえ策定し、基本理念である「みんなで守り、みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て」の実現に取り込むこととしました。

2 計画策定の趣旨

- 第6次瑞浪市総合計画に掲げる、将来都市像（「幸せ実感都市 みずなみ ～共に暮らし共に育ち 共に創る～」）及び基本方針1（「3 子育て支援」など）の実現
- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充及び質の向上

3 計画の基本的事項

(1) 法令の根拠

① 次世代育成支援行動計画

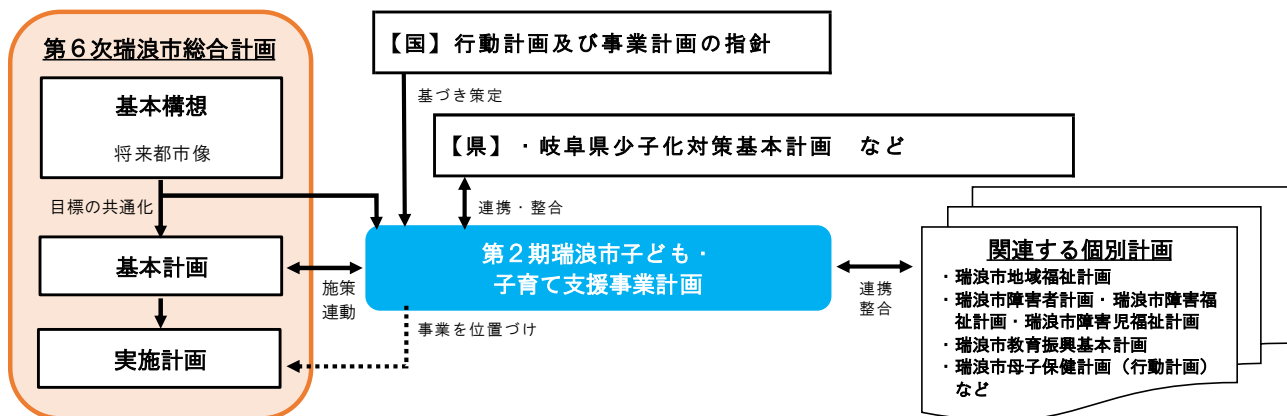
- 改正次世代育成支援対策推進法（第8条第1項）において、策定は任意となっています。

② 子ども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援法（第 61 条第 1 項）により、5 年を 1 期とする計画を策定することとなっています（義務）。

（２）計画の位置づけ

- 国の指針に基づき策定
- 岐阜県の関連計画と連携・整合
- 瑞浪市総合計画と連動
- 関連する個別計画と連携・整合



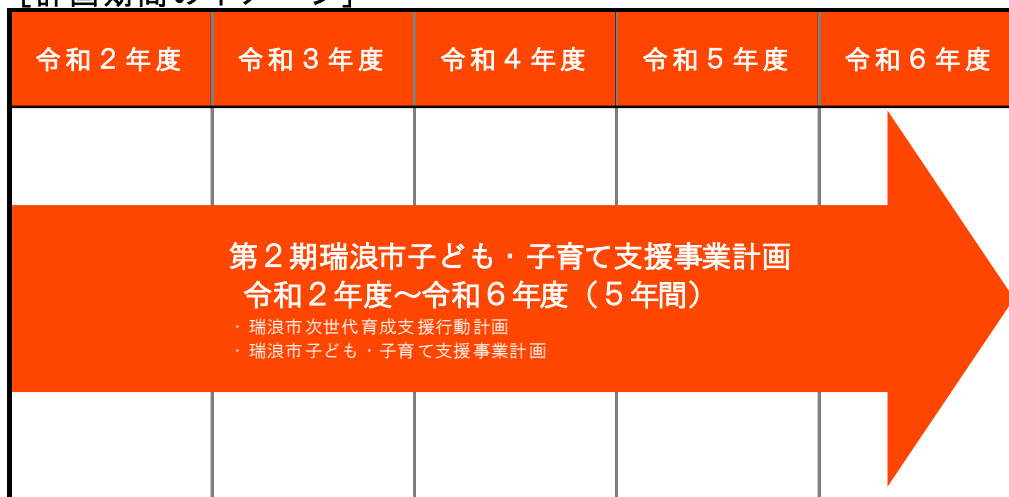
（３）計画の対象

本計画は、18 歳未満の全ての子どもと、家庭・地域・事業者・各種団体など、地域社会を構成する全ての人を対象とします。

（４）計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間(両計画の法定期間)とします。

[計画期間のイメージ]



第2章 瑞浪市の現状

1 現状分析

(1) 人口動態等

① 総人口と人口構成の推移

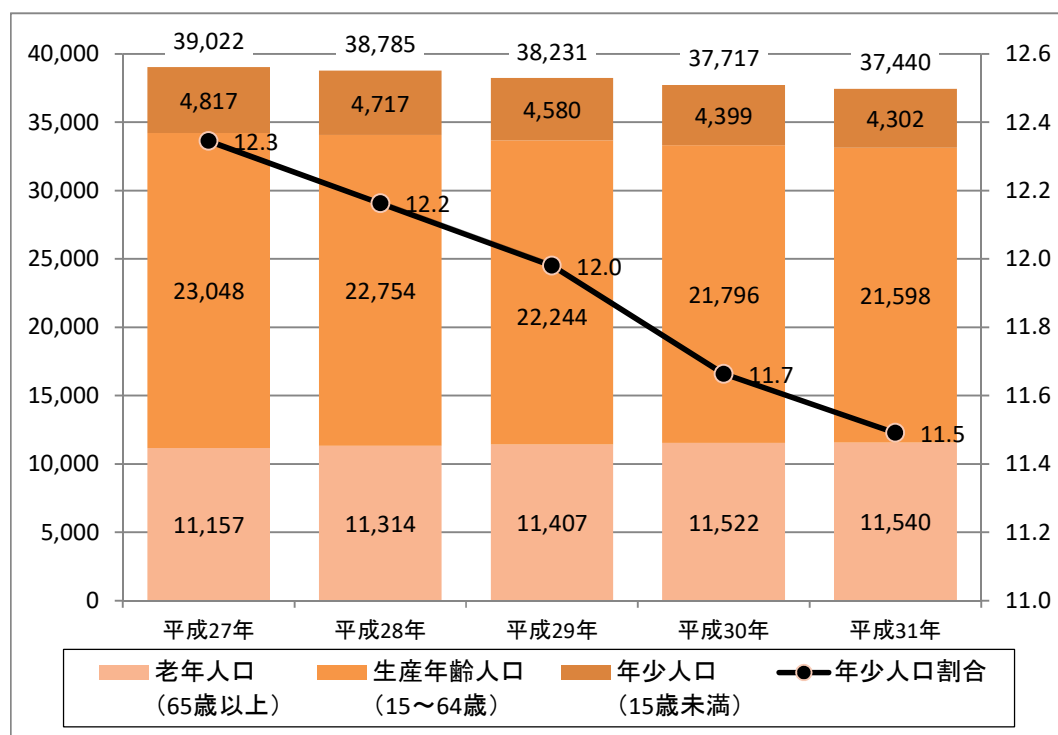
本市の総人口は、平成27年から平成31年にかけて1,582人の減少となっており、減少傾向で推移しています。

人口構成を見ると、年少人口及び生産年齢人口の減少傾向が続いており、年少人口割合は平成31年に11.5%となっています。

図表1：総人口と人口構成の推移

単位：人、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	39,022	38,785	38,231	37,717	37,440
年少人口（15歳未満）	4,817	4,717	4,580	4,399	4,302
年少人口割合	12.3	12.2	12.0	11.7	11.5
生産年齢人口（15～64歳）	23,048	22,754	22,244	21,796	21,598
生産年齢人口割合	59.1	58.7	58.2	57.8	57.7
老年人口（65歳以上）	11,157	11,314	11,407	11,522	11,540
老年人口割合	28.6	29.2	29.8	30.5	30.8



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

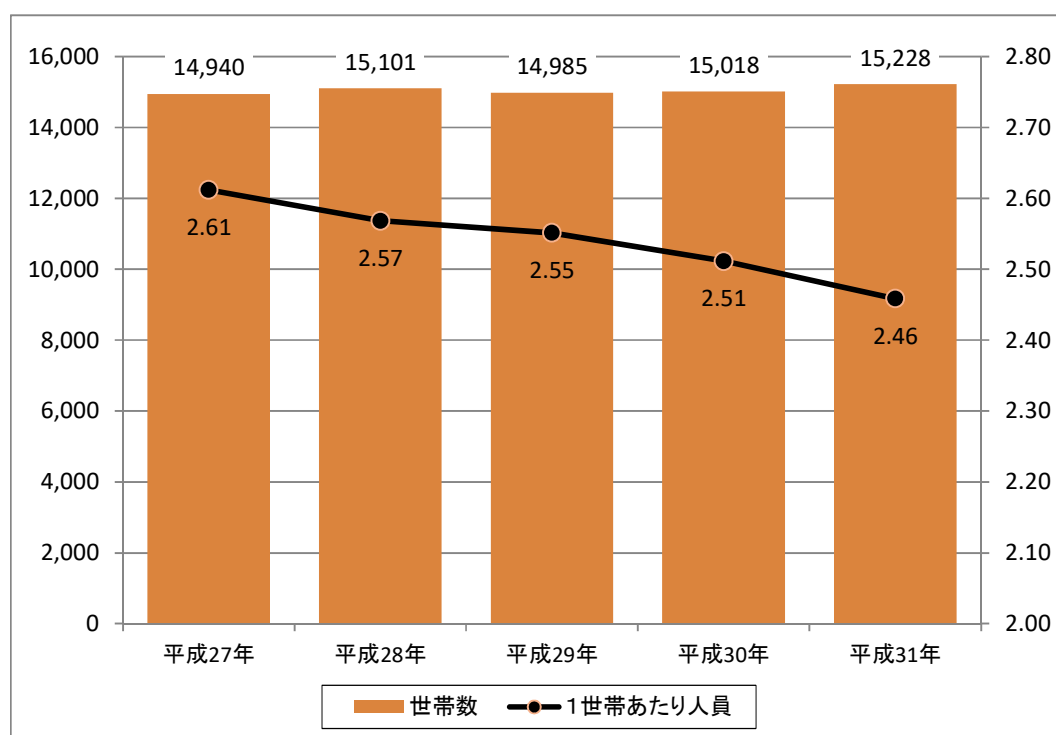
② 世帯の推移

世帯数は一貫して15,000世帯を増減している状況にあり、平成31年には15,228世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進行していることが分かります。

図表2：世帯数及び1世帯あたり人員数の推移

単位：世帯、人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
世帯数	14,940	15,101	14,985	15,018	15,228
1世帯あたり人員	2.61	2.57	2.55	2.51	2.46



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③ 母子世帯の推移

図表 3：母子世帯の推移

単位：世帯、人

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯数	122	173	195	176
母子世帯人員	325	502	541	465
1 世帯当たりの人員	2. 66	2. 90	2. 77	2. 64

資料：総務省統計局 国勢調査(各年 10 月 1 日)

※「母子世帯」とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子どもから成る一般世帯のこと。

④ 父子世帯の推移

図表 4：父子世帯の推移

単位：世帯、人

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
父子世帯数	18	17	20	28
父子世帯人員	45	41	50	74
1 世帯当たりの人員	2. 50	2. 41	2. 50	2. 64

資料：総務省統計局 国勢調査(各年 10 月 1 日)

※「父子世帯」とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子どもから成る一般世帯のこと。

（２）少子化の動向（出生の推移等）

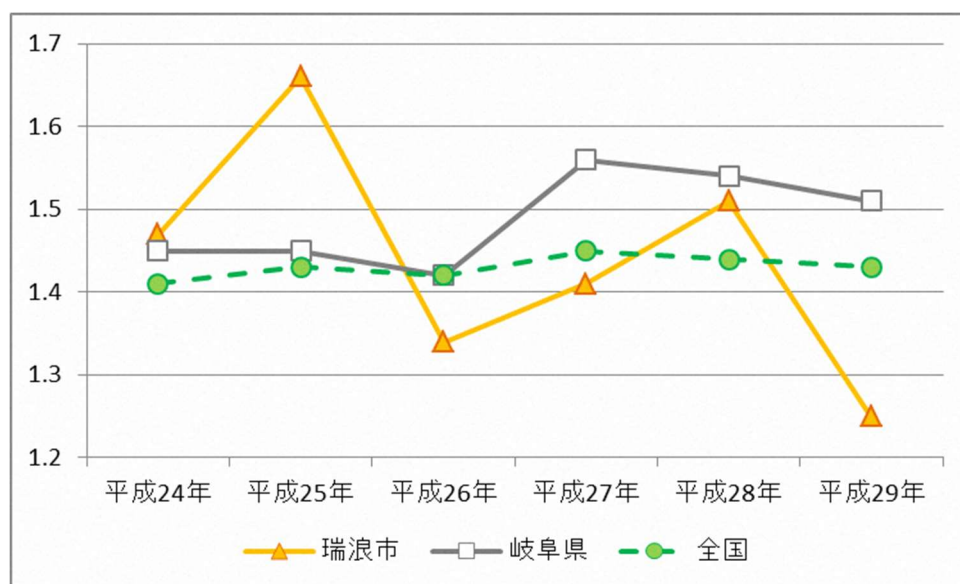
① 合計特殊出生率¹の推移

本市の合計特殊出生率は、

平成 29 年の合計特殊出生率は 1.25 となっており、全国・県より低く、また、人口置換水準²の 2.07 には及ばない数値となっています。

図表 5：国・県・本市の合計特殊出生率の推移

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
岐阜県	1.45	1.45	1.42	1.56	1.54	1.51
瑞浪市	1.47	1.66	1.34	1.41	1.51	1.25



資料：岐阜県衛生統計年報 人口動態統計

¹ 合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

² 人口置換水準とは、人口が増加も減少もせず、均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のことです。

② 出生数の推移

出生数(総数)の推移としては、平成 29 年が 231 人となっており、近年では最も少なくなっています。
母の年齢階層別の出生数を見ると、30～34 歳が最も多くなっています。

図表 6：出生数の推移

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
15 歳未満	-	-	-	-	-
15～19 歳	2	3	4	3	3
20～24 歳	34	21	29	28	12
25～29 歳	109	84	77	75	75
30～34 歳	112	91	88	108	85
35～39 歳	58	44	65	63	52
40～44 歳	11	8	8	7	4
45～49 歳	-	-	-	1	-
50 歳以上	-	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-
総数	326	251	271	285	231

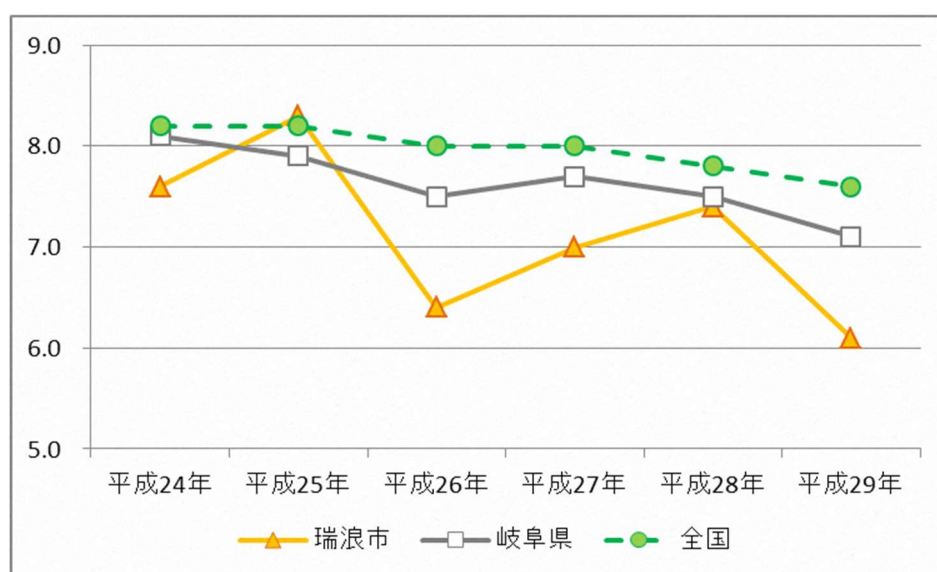
資料：岐阜県衛生統計年報 人口動態統計

③ 出生率（人口千対）の推移の比較

図表 7：出生率（人口千対）の推移

単位：‰

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
全国	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6
岐阜県	8.1	7.9	7.5	7.7	7.5	7.1
瑞浪市	7.6	8.3	6.4	7.0	7.4	6.1



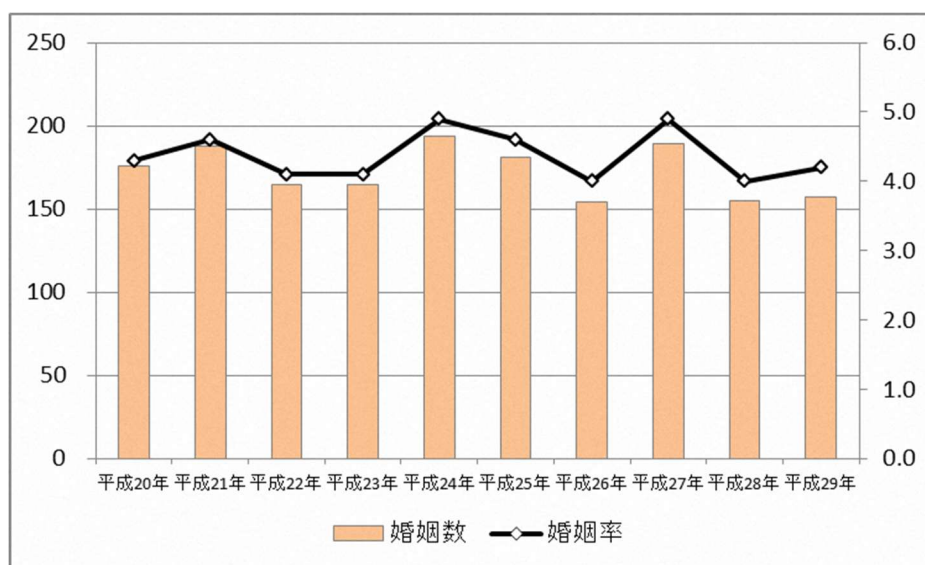
資料：岐阜県衛生統計年報 人口動態統計

④ 婚姻数・婚姻率の推移

図表8：市の婚姻数・婚姻率の推移

単位：件、‰

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻数	176	188	165	165	194	181	154	189	155	157
婚姻率	4.3	4.6	4.1	4.1	4.9	4.6	4.0	4.9	4.0	4.2



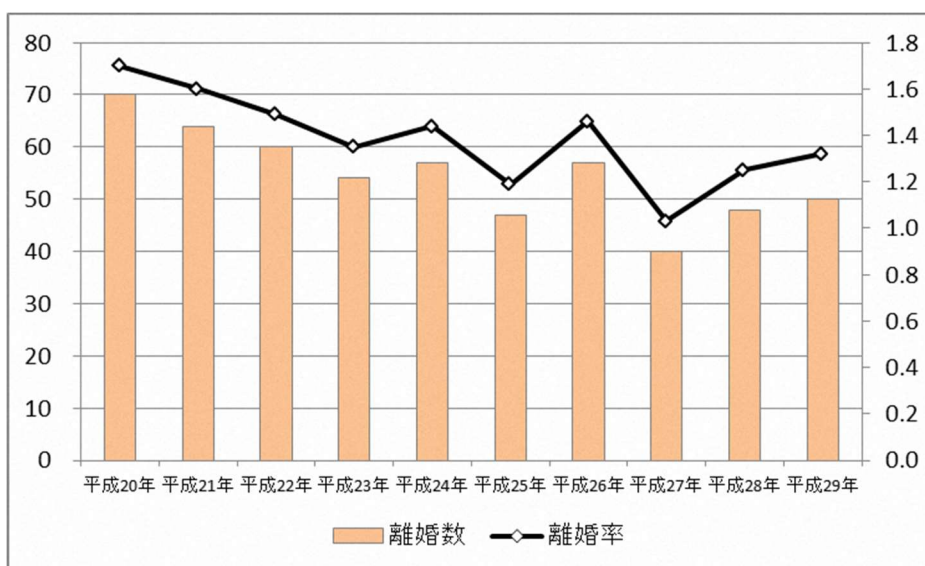
資料：岐阜県衛生統計年報 人口動態統計

⑤ 離婚数・離婚率の推移

図表9：市の離婚数・離婚率の推移

単位：件、‰

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
離婚数	70	64	60	54	57	47	57	40	48	50
離婚率	1.7	1.6	1.49	1.35	1.44	1.19	1.46	1.03	1.25	1.32



資料：岐阜県衛生統計年報 人口動態統計

（３）女性の労働力率（Ｍ字カーブ）の動向

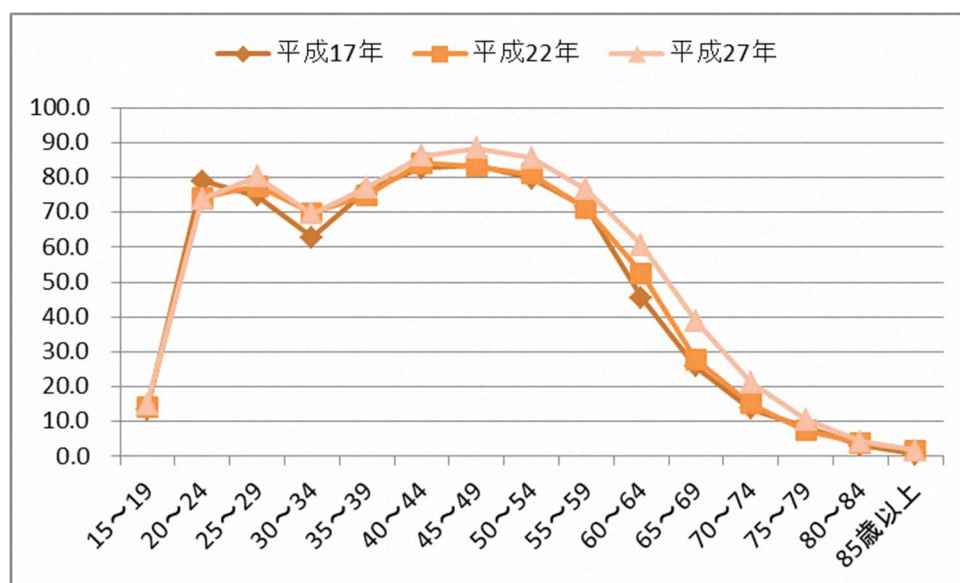
女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるＭ字カーブを描くことが知られています。

本市の年次推移をみると、全体的に近年女性の労働力率が上昇している傾向がみられます。また、若い層だけでなく、50 歳代、60 歳代、70 歳代の女性も就労率が上昇している傾向がみられます。

図表 10：女性の年齢別労働力率の推移

単位：％

	瑞浪市			岐阜県	全国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
総数（女性）	49.9	48.7	50.6	51.7	50.0
15～19	13.6	14.1	14.7	15.2	14.7
20～24	79.0	74.2	73.8	72.6	69.5
25～29	74.8	77.6	80.4	79.9	81.4
30～34	62.8	69.8	69.7	71.5	73.5
35～39	76.4	75.0	77.2	75.1	72.7
40～44	82.6	84.3	86.2	81.0	76.0
45～49	83.6	83.3	88.4	82.6	77.9
50～54	79.7	81.0	85.8	80.7	76.2
55～59	71.5	71.2	76.6	74.0	69.4
60～64	45.4	52.6	60.7	57.2	52.1
65～69	25.8	27.9	38.9	38.4	33.8
70～74	13.7	15.1	21.2	22.1	19.9
75～79	8.5	7.4	10.5	11.7	11.6
80～84	3.2	4.0	4.3	5.7	6.2
85 歳以上	0.7	1.7	1.7	2.3	2.5



資料：国勢調査

2 前計画の実績及び評価

(1) 瑞浪市子ども・子育て支援事業計画

掲載している全 24 施策を評価しましたが、一部C評価など低い評価もあり、早期に施策の内容の改善が図られるよう、これまで以上に計画的かつ着実な事業の推進が必要となっています。

評価結果一覧

No.	施策の方向	評価	方向性
No.1	妊婦健康診査（妊婦健康診査費用助成事業）	A	継続
No.2	小児医療の充実	A	継続
No.3	幼保一体化の推進	A	継続
No.4	教育・保育の質の向上	A	継続
No.5	幼稚園教諭・保育士の資質の向上	A	継続
No.6	小学校生活への滑らかな移行	A	継続
No.7	親と子の時間が確保される労働の支援（ワーク・ライフ・バランス）	B	継続
No.8	産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備	A	継続
No.9	乳児家庭全戸訪問事業	A	継続
No.10	延長保育事業	A	継続
No.11	保育所等一時預かり事業	A	継続
No.12	利用者支援事業	C	拡充
No.13	ファミリー・サポート・センター事業	A	継続
No.14	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	A	継続
No.15	病児・病後児保育事業	A	拡充
No.16	放課後児童クラブの充実	B	継続
No.17	児童館の充実	A	継続
No.18	養育支援訪問事業	A	拡充
No.19	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	A	拡充
No.20	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	C	継続
No.21	ひとり親家庭等の自立支援の推進	A	継続
No.22	障がい児支援の充実	A	継続
No.23	生活困窮家庭への支援	B	継続
No.24	子ども食堂運営支援事業	-	継続

※ A 計画通り遂行した/計画通りの成果を得た。（ほぼ 100%実施した）

B 計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあつた。（75%程度実施した）

C 現在、施策・事業の達成に向けて動いている。（半分程度実施した）

D 計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。（施策・事業に着手し、動き始めることはできた）

E 現在、ほとんど手をつけていない。（施策・事業に着手することができなかった）

※ No. 24 は計画途中から実施した事業のため、評価はなし。

〔参考〕基本目標一覧

基本目標	
1	母子の健康の確保及び増進
2	心豊かにたくましく生きる力の育成
3	助け合う子育て支え合う親育ち安心できるまちづくり
4	個々の家庭の特性に応じたきめ細かな支援

(2) 量の見込みと実績

地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)³においては、一部事業で計画と実績に大きな乖離が生じています。

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績は以下の通りです。

事業			単位	H27	H28	H29	H30
延長保育事業	利用者数	見込	人	76	76	73	54
		実績		54	52	37	36
	実施箇所数	見込	箇所	5	5	5	6
		実績		5	5	5	5
放課後児童クラブ	月平均利用人員	見込	人	268	257	251	262
		実績		184	209	208	213
	実施箇所数	見込	箇所	7	7	7	7
		実績		7	7	7	7
子育て短期支援事業	利用者数	見込	人	41	40	39	14
		実績		-	-	0	0
地域子育て支援拠点事業	利用者数	見込	人	29,371	28,250	27,516	22,100
		実績		25,148	22,163	25,182	22,496
	実施箇所数	見込	箇所	4	4	4	4
		実績		4	4	4	4
保育所等一時預かり事業	利用者数	見込	人	1,033	1,027	998	420
		実績		0	121	121	549
	実施箇所数	見込	箇所	実施に向けて検討を進めていきます。			
		実績		0	1	1	2
病児・病後児保育事業	利用者数	見込	人	484	486	492	16
		実績		13	24	22	7
	実施箇所数	見込	箇所	1	1	1	1
		実績		1	1	1	1

³ 子ども・子育て支援法に定められた13事業で、全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた子育て支援を行う事業です(例:放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業など)。

事業			単位	H27	H28	H29	H30
ファミリー・サポート・センター事業	利用者数	見込	人	99	96	94	54
		実績		52	52	26	14
妊婦健康診査	利用者数	見込	人	272	266	262	270
		実績		336	274	288	266
乳児家庭全戸訪問事業	利用者数	見込	人	272	266	262	258
		実績		285	265	223	251
養育支援訪問事業等	利用者数	見込	人	14	13	13	13
		実績		12	23	28	67

指標	単位	H27	H28	H29	H30
保育所等利用待機児童数（4/1 時点）	人	0	0	0	0

※平成 29 年度から定義が見直されました。

3 アンケート調査の結果

① 瑞浪市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

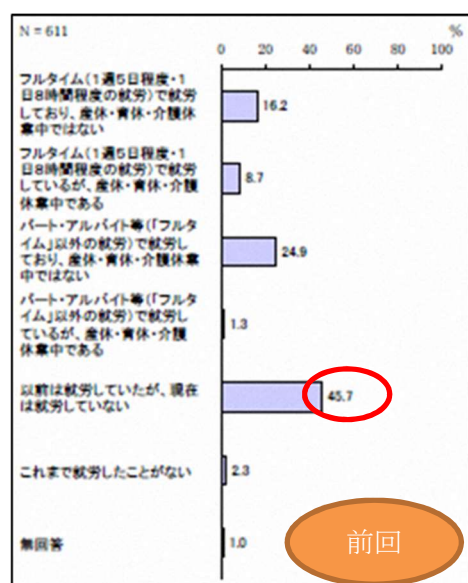
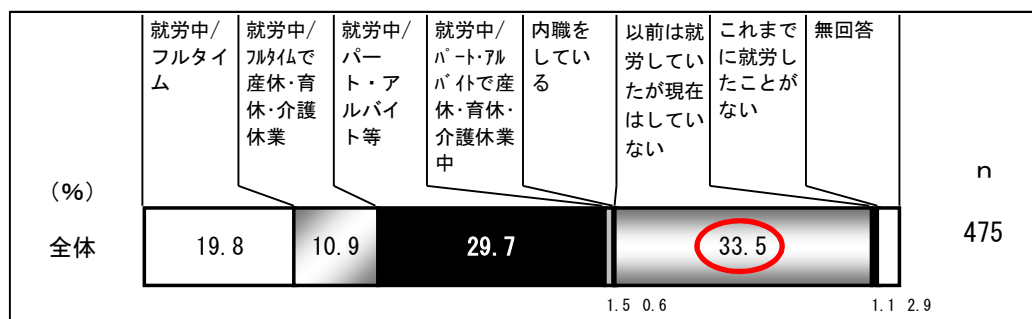
①-1 調査実施の概要

No.	項目	内容
1	調査目的	第2期瑞浪市子ども子育て支援事業計画策定の基礎資料とする。
2	調査地域	瑞浪市全域
3	調査方法	郵送配布・郵送回収
4	調査対象	2,000世帯（未就学児：1,000世帯＋小学生：1,000世帯）を無作為抽出 ※前回調査と同じ
5	調査期間	平成31年2月
6	回答者	子どもの保護者
7	回収状況	未就学児：47.5%、小学生：43.4%、全体：45.5%

①-2 調査結果（主なもの）

● 保護者（母親）の就労状況【未就学児調査】 問8

5年前の調査と比較すると、「以前は就労していたが現在はしていない」は前回の45.7%に対して、今回は33.5%と減少しています。就業率が上がっていることがうかがわれます。

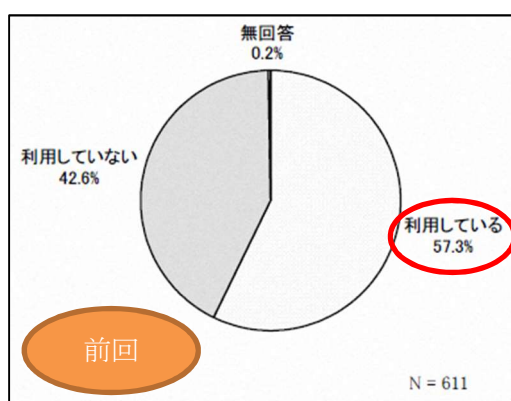
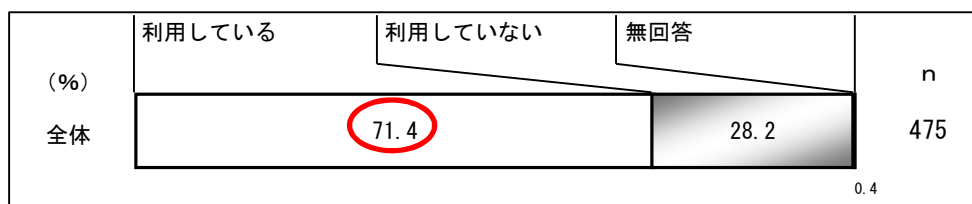


「就労中/フルタイム」と回答している割合も前回と比べて3.6ポイント上昇しているなど、働く母親が増加傾向で推移していることを示唆しています。

働きながら子育てできる環境づくりがますます重要になっています。

● 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況【未就学児調査】 問13

5年前の調査と比較すると、「利用している」は前回の 57.3%に対して、今回は 71.4%と増加しています。就業率の上昇に比例した数値と捉えることができます。

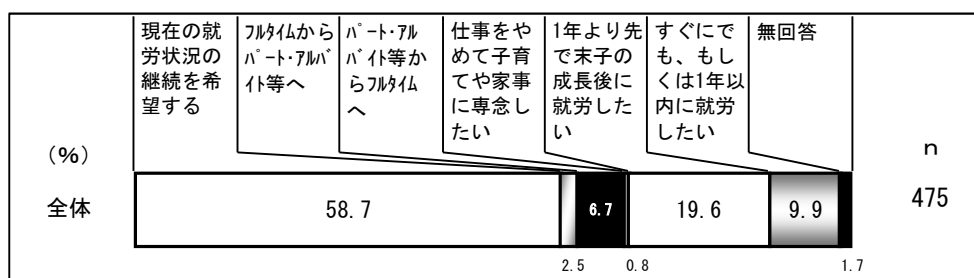


就労率の上昇と比例して、平日の教育・保育事業の利用割合も上昇しています。

ニーズに合わせて気軽に子どもを預けられる環境づくり(質・量ともに)はますます重要になっています。

● 幼児教育・保育の無償化の影響【未就学児調査】 問15

「現在の就労状況の継続を希望する」(58.7%)、「1年より先で末子の成長後に就労したい」(19.6%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(9.9%)、「パート・アルバイト等からフルタイムへの転換を希望」(6.7%)、「フルタイムからパート・アルバイト等への転換を希望」(2.5%)、「仕事をやめて子育てや家事に専念したい」(0.8%)となっています。

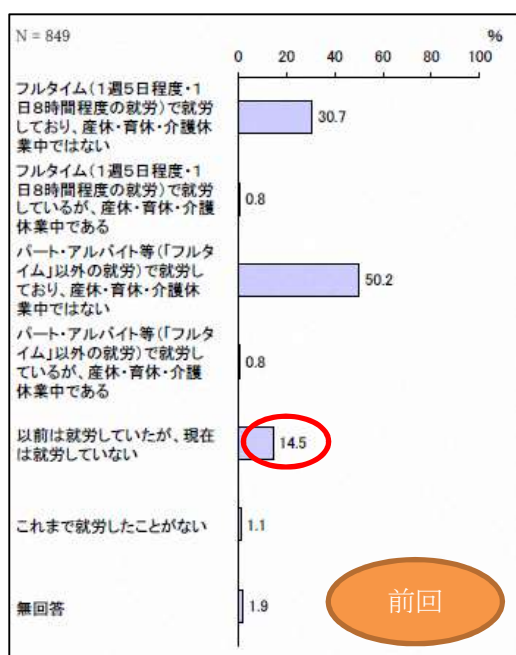
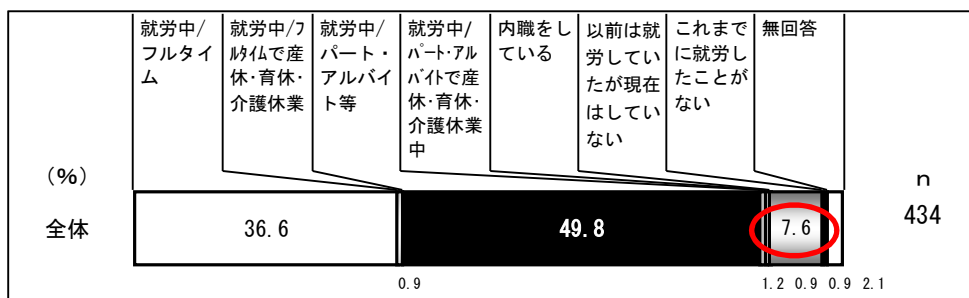


幼児教育・保育の無償化をきっかけに母親がすぐに働くことを検討する可能性として、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 9.9%となっています。一方、幼児教育・保育の無償化によって仕事を辞める可能性のある人は 0.8%にとどまっており、保育ニーズが高まる可能性が示唆されます。

児童数は減少していますが、幼児教育・保育の無償化の影響によって子どもを預けたい人がどれくらい増えるのか、慎重に見極める必要があります。

● 保護者（母親）の就労状況【小学生調査】 問 8

5年前の調査と比較すると、「以前は就労していたが現在はしていない」は前回の14.5%に対して、今回は7.6%と減少しています。就業率が上がっていることがわかります。



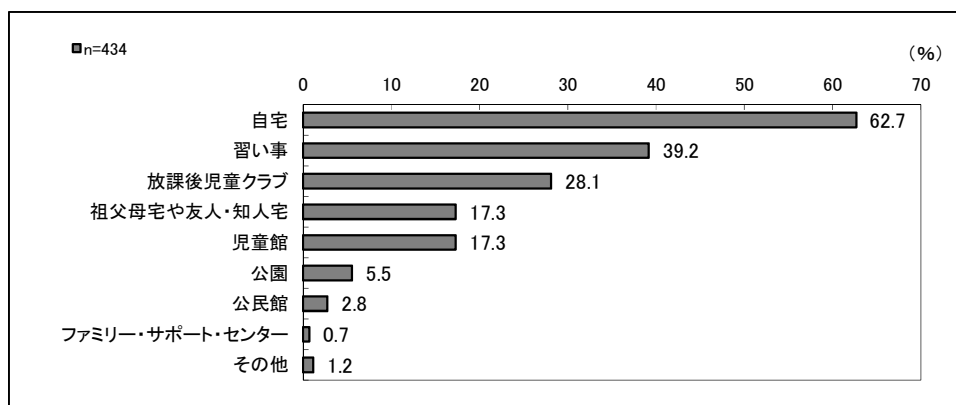
未就学児同様に、「就労中/フルタイム」と回答している割合が前回と比べて 5.9 ポイント上昇しています。

働く母親が多くなっている一方で、子どもは放課後「自宅」にいる割合が最も多くなっています。

子どもの放課後の過ごし方についても、状況を把握し、必要な対策を講じていく必要があります。

● 小学校低学年（1～3年生）の放課後の時間の過ごさせ方【小学生調査】 問 17

「自宅」(62.7%)、「習い事」(39.2%)、「放課後児童クラブ」(28.1%)、「祖父母宅や友人・知人宅」・「児童館」(同率 17.3%)、「公園」(5.5%)、「公民館」(2.8%)、「ファミリー・サポート・センター」(0.7%)、「その他」(1.2%)となっています。



② 課題の整理

以上の現状分析から、次のような課題を整理しました。

課題の整理	
1 心豊かにたくましく生きる力の育成	本市においても、女性の就業率は上昇しており、働く女性が増えています。一方で出生率は伸び悩んでおり、少子化・人口減少は着実に進行しています。 安心して出産や子育てができるまちづくりを進めていくことが本市にとって重要な課題の一つです。そのためには、安心して子どもを預けられる教育・保育環境はもとより、親であれば誰でも直面する悩みや課題を切れ目なく、気軽に相談できる体制を構築する必要があります。
2 助け合う子育て 支え合う親育ち 安心できるまちづくり	子ども・子育て支援法に定められている事業については、ニーズに応じて対応策を講じていく必要があります。現在取り組んでいる法定 11 事業については、十分な進捗が図られていない事業もありますが、必要なサービスが必要な人に行きわたるように、将来的な事業量を慎重に見極め、対策を講じていく必要があります。また、幼児教育・保育の無償化に合わせて、必要な対策を講じていく必要があります。
3 母子の健康の確保及び増進	妊娠・出産は人生においてとても大きな意味のある時期です。子どもや母親の健康状態が変化しやすい時期でもあります。病気やケガ、食べ物や運動など、健診事業を通じて身体の健康状態をチェックできるようにするとともに、専門家からの適切なアドバイスがもらえる体制を充実していく必要があります。
4 個々の家庭の特性に応じたきめ細かな支援	子どもの虐待防止や、経済的理由による子育てが困難な家庭など、子どもの安心・安全を守っていく必要があります。そのためには、地域における見守り体制を強化していくことと、無理をしすぎずに誰かに助けてもらえる子育て環境を整備していくことが重要です。子どもをあたたくく支える支援体制を構築するとともに、必要な支援体制を構築する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



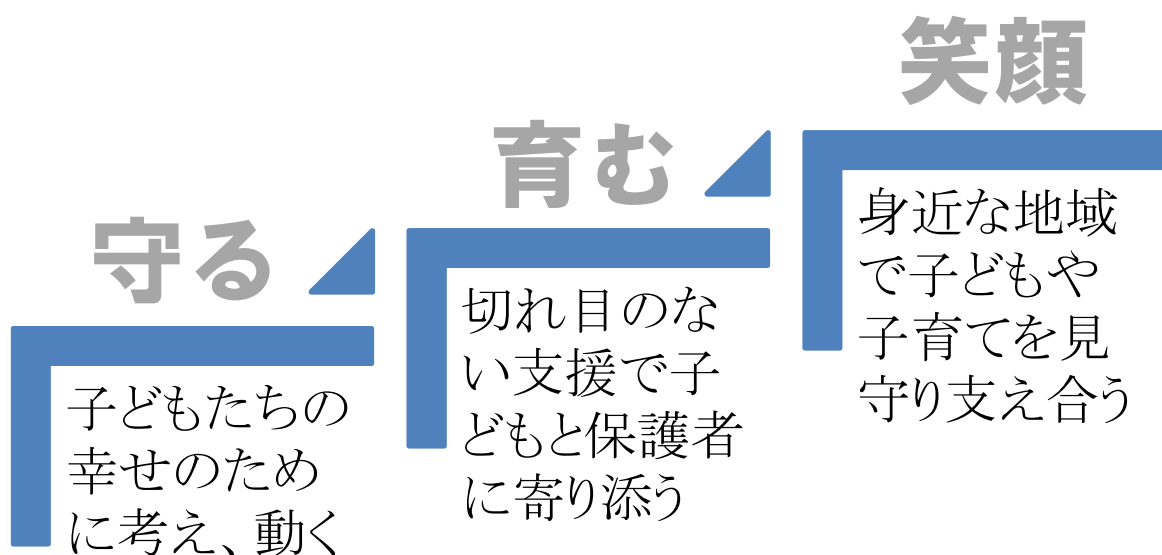
みんなで守り、みんなで育む

みんなの笑顔が満ちる子育て

地域の個性と魅力、強みを活かしながら、子どもたちの笑顔がにぎわいと活気のあるまちを生み出し、親をはじめ、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるよう、基本理念として、『みんなで守り、みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て』を実現できるような、子育て支援の施策を推進します。

(第1期)瑞浪市子ども・子育て支援事業計画で掲げた基本理念を継承し、その実現とともに、本市の抱える最大の課題である人口減少・少子化の克服に向け、施策を強力に推進します。

2 基本的な視点



第4章 施策の体系

(1) 施策体系

基本理念「みんなで守り、みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て」を推進するために、4つの基本目標を掲げ、子育てしやすいまちづくりを進めます。

基本理念	基本目標		施策の方向
みんなで守り、 みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て	基本目標1	心豊かにたくましく生きる力の育成	1 就学前教育・保育サービスの充実 ① 幼保一体化の推進 ② 教育・保育の質の向上 ③ 幼稚園教諭・保育士の資質の向上 ④ 主食費の無料化 2 小学校生活への滑らかな移行 3 親と子の時間が確保される労働の支援（ワーク・ライフ・バランス） 4 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備
	基本目標2	助けあう子育て 支え合う親育ち 安心できるまちづくり	1 地域における子育て支援サービスの充実 ① 乳児家庭全戸訪問事業 ② 延長保育事業 ③ 保育所等一時預かり事業 ④ 利用者支援事業 ⑤ 子育て世代包括支援センター事業 ⑥ ファミリー・サポート・センター事業 ⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ⑧ 病児・病後児保育事業 ⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 2 児童の健全育成 ① 放課後児童クラブの充実 ② 児童館の充実
	基本目標3	母子の健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康の確保 ① 妊婦健康診査 ② 乳幼児健康診査 ③ 不妊治療の支援 2 小児医療の充実
	基本目標4	個々の家庭の特性に応じたきめ細かな支援	1 児童虐待防止対策の充実 ① 養育支援訪問事業 ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ③ 子ども家庭総合支援拠点の整備 ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進 3 障がい児支援の充実 4 子どもの貧困対策の充実（旧：生活困窮家庭への支援）

第5章 施策の内容

基本目標 1 心豊かにたくましく生きる力の育成

取組方針

- 子どもが安全に安心して成長できる教育・保育環境を整備します
- 子育てと仕事のバランスがとれる働き方を支援します

1 就学前教育・保育サービスの充実

① 幼保一体化の推進

- 幼稚園児(幼稚園教育部)と保育園児(幼稚園保育部)が同じ園の中で一緒に生活しながら合同活動を行う幼保一体化を行っています。
- 今後も引き続き、幼稚園において、保護者の就労状況に関わらず、保護者ニーズに応えることができるよう幼保一体化体制を維持し、保育サービスを充実していく必要があります。

事業の方向性

施設の定員設定を見直すとともに、保育士の確保に努め、保護者ニーズにあった教育・保育を提供できるよう努めます。また、私立幼稚園・保育園の認定こども園への転換について促進を図ります。

継続

② 教育・保育の質の向上

- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育の提供が必要です。
- 今後もブックスタート事業や子育て支援センターでの読み聞かせ事業、参加型の保護者参観や子育てに関する講演会等の開催を継続して実施していく必要があります。

事業の方向性

生きる力の基礎を養う就学前教育と子どもの最善の利益を考慮した温かい保育を推進していきます。また、親子で参加できる事業を開催するなど学習機会の提供に努めます。

継続

③ 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

- 就学前教育・保育の基本理念のもと、すべての子どもの健やかな育ちに向けて、幼稚園教諭・保育士の研修体制を充実することが必要です。
- 園内研修や教育・保育の専門性を高める研修、保・幼・小の連携を図り乳幼児期の諸課題を解決するための研修等を組織的・継続的に実施し、資質の向上を推進する必要があります。

事業の方向性

研修内容の見直しを行うとともに、継続して研究会に参加することで、より専門性を深めていきます。

継続

④ 主食費の無料化

- 幼稚園・保育園に通う市内在住の3歳以上児の主食費(パンやごはん等)を負担しています。

事業の方向性

子育て世代の経済的負担軽減につながるため継続します。

継続

2 小学校生活への滑らかな移行

- 保・幼・小・中連絡会議の実施など保育士、教職員、主任児童委員など関係機関の連携を密にして幼保一体化の取り組みを推進してきました。
- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、教育・保育関係者や機関が相互理解を深め、小学校生活への円滑な移行を目指し、関係者および関係機関における連携を強化していくことが重要です。

事業の方向性	幼児期の学びを小学校につなげるとともに、円滑に小学校生活や学習に移行するため、特定教育・保育事業関係者や地域型保育事業関係者等、子どもの教育・保育に関わるすべての関係機関との情報共有体制づくりを目指します。
継続	

3 親と子の時間が確保される労働の支援（ワーク・ライフ・バランス）

- 平成 30 年に施行された「働き方改革推進法」により、長時間労働の是正や多様な働き方が推進されていく中で、働く親を持つ子どもの気持ちや尊重される社会の構築のため、親と子の時間が確保される労働の支援が求められます。
- 仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。
- 家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させる必要があります。

事業の方向性	今後も啓発活動を継続し、ワーク・ライフ・バランス意識の醸成を促していきます。
継続	

4 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

- 女性が働きながら子育てを行うために、「保育サービス等」の充実と「保育環境の質」の確保は必要不可欠です。
- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育または地域型保育事業を利用できる環境づくりが求められています。

事業の方向性	共働き世帯が増えている現状に対して、今後の児童数の推移や出生数を視野に入れた保育サービスの需要を的確に把握することが必要となります。今後、ニーズに沿った保育士の確保を行うなど、子どもにとって良好な保育環境の確保に努めます。
継続	

基本目標 2 助けあう子育て 支え合う親育ち 安心できるまちづくり

取組方針

- 子育て家庭を支援するサービスを提供し、安心して子育てができるまちづくりを進めます
- 子どもたちがのびのび、いきいきと生活を送れるよう、環境整備を図ります

1 地域における子育て支援サービスの充実

① 乳児家庭全戸訪問事業

- 乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児がいる家庭に助産師等が訪問する事業です。
- 訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携して支援する体制が必要です。

事業の方向性

育児の孤立化防止や乳児の健やかな成長のために、必要な事業であり、今後も事業を継続します。

継続

② 延長保育事業

- 保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施するなど、就労世帯等への支援体制が求められています。

事業の方向性

現在の提供体制を維持しながら、子どもへの負担も考慮しながら保育環境の充実を図っていきます。

継続

③ 保育所等一時預かり事業

- 保護者の所用や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合等に、乳幼児を保育所等において一時的に保育する事業です。

事業の方向性

現在、2か所の保育所で実施しており、提供体制を維持していきます。

継続

④ 利用者支援事業

- 子ども及び保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、延長保育、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う事業です。

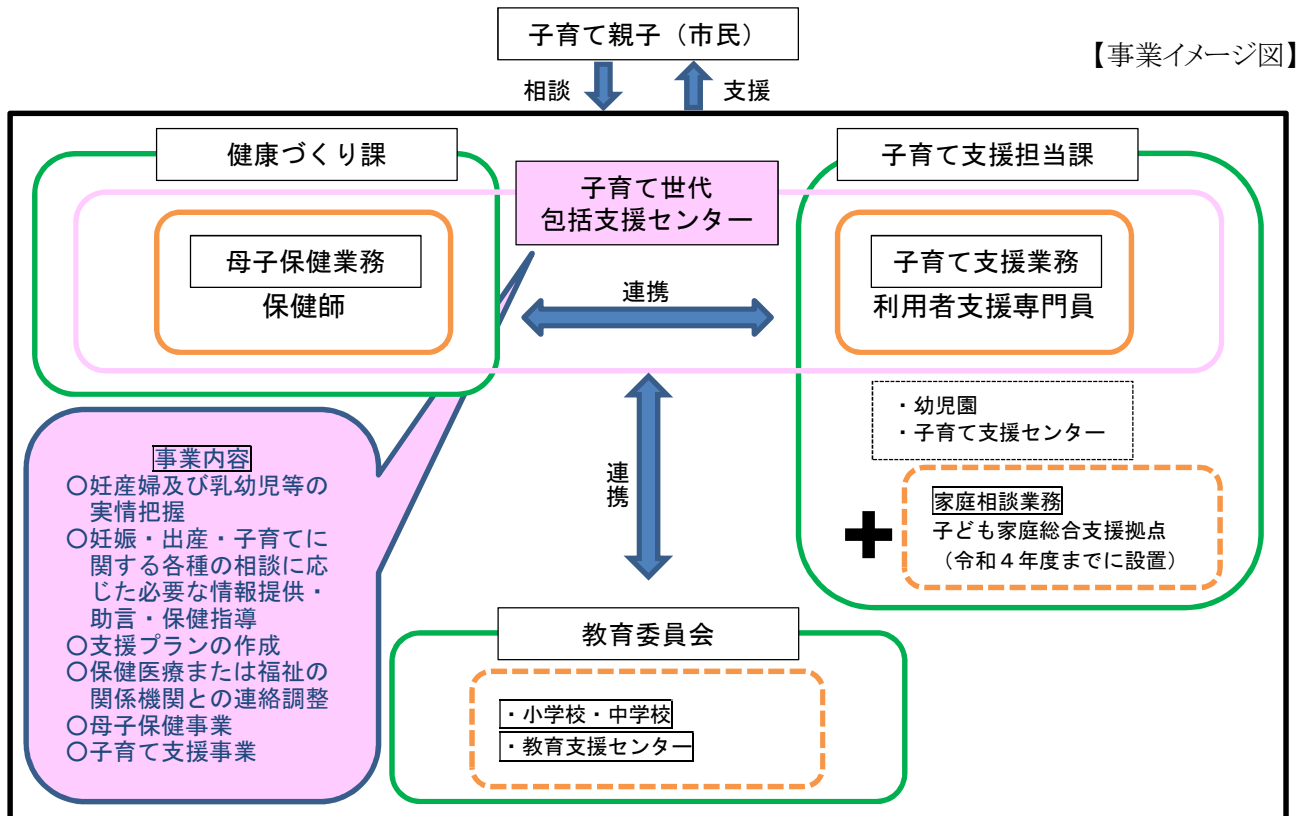
事業の方向性

妊娠・出産・子育ての各種の相談に応じ、支援プランの策定や地域の保健医療または、福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制として、令和2年度の「子育て世代包括支援センター」の設置に合わせ実施します。

拡充

⑤ 子育て世代包括支援センター事業

- 子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、母子保健と子育て支援の一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供していくことを目的に設置します。



⑥ ファミリー・サポート・センター事業

- ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育てを応援できる人（提供会員）が会員となって、子どもの送迎や、一時的に保育が困難な場合の預かりなどの援助活動を行う組織です。
- 地域における子育て支援サービスとして、さらに認知度を高めていく必要があります。

事業の方向性

継続

提供会員の確保と必要な人に利用してもらいやすい情報を提供していきます。また、料金の見直し、土日・夜間などの緊急時の体制確保などについて検討するとともに、きめ細やかなサービスに努めていきます。

⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

- 子育て家庭から日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、子育てに関する情報提供や、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携、協働体制作りをしていく必要性があります。

事業の方向性	市内の子育て支援センターにおいて、子育て中の親と子がいつでも気軽に参加でき、打ち解けた雰囲気の中で語り合ったり、交流できる機会を一層充実するとともに、子育ての悩みを相談できる場を提供し不安感等を緩和します。また、地域の高齢者や自治会、子育てサークルといった地域資源との連携を図りながら、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していきます。
継続	

⑧ 病児・病後児保育事業

- 病氣中または病気の回復期にあるお子さんを家庭で保育できない保護者に代わり、看護師等が一時的にお預かりする事業です。

事業の方向性	令和2年度より病児対応型として、病児・病後児の受け入れを開始します。
拡充	

⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 低所得者で生計が困難である世帯の子どもが、特定教育・保育等を受けた場合、保護者が支払うべき実費徴収の費用の一部を補助します。

事業の方向性	令和元年10月から副食費の補足給付を開始しました。
継続	令和2年度以降も継続して事業を実施していきます。

2 児童の健全育成

① 放課後児童クラブの充実

- 市内の7小学校区のうち、6小学校区において運営している放課後児童クラブに対し、安定的な運営と児童への保育の質の向上が必要です。
- また、条例等の基準を踏まえた施設整備の支援が求められています。

事業の方向性	共働き家庭やひとり親家庭が増加している中、仕事と子育ての両立を支援する事業として今後も継続していきます。
継続	

② 児童館の充実

- 児童館は、子育てを地域で支える核となり、放課後児童クラブとともに児童の健全育成、放課後の子どもの居場所づくりの役割を担っています。

事業の方向性	多様化する子育て環境、子育て支援のニーズに対応した児童館の運営に努めます。
継続	

基本目標 3 母子の健康の確保及び増進

取組方針

- 安心して子どもを産み育てることができるように、安全で快適な妊娠・出産環境を確保します
- 乳幼児期からの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を推進します

1 子どもや母親の健康の確保

① 妊婦健康診査

- 妊婦が受ける健康診査(妊婦健康診査)に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保しています。

事業の方向性

継続

必要な事業であり、今後も事業を継続します。

② 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査に市独自の検査を導入して健康診査の充実を図るとともに、将来の生活習慣病予防を見据えた保健指導等を行い、将来にわたって健康が確保できるよう努めています。

③ 不妊治療の支援

- 不妊に悩む夫婦を対象に一般不妊治療費並びに特定不妊治療費の助成事業を行っています。
- 助成をすることで経済的負担を軽減するとともに、子どもを産み育てやすい環境づくり(子育て支援)を推進することを目的としています。

2 小児医療の充実

- 子育て家庭への経済的負担支援策として乳幼児への医療費助成を行っています。

事業の方向性

継続

引き続き子育て家庭への経済的負担支援策として乳幼児への医療費助成を継続して行うとともに、子どもの健やかな成長や安全・安心な子育てのために関係機関等と連携をとりながら医療体制の確保に努めます。

基本目標 4 個々の家庭の特性に応じたきめ細かな支援

取組方針

- すべての子どもの健やかな成長を支援するために、悩みや不安・問題を抱える保護者や子どもの特性に合わせた支援を継続していきます

1 児童虐待防止対策の充実

① 養育支援訪問事業

- 児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師、家庭児童相談員など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行っています。

事業の方向性

「子ども家庭総合支援拠点」とのケース管理の一元化を行い効率的な支援を実施できるよう支援体制の整備を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

拡充

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- 児童虐待の防止対策のため、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図り、調整担当機関職員の資質向上及び専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化や地域住民への周知を図る取り組みが必要です。

事業の方向性

「子ども家庭総合支援拠点」において、要保護児童対策地域協議会の調整担当機関を担い更なる連携強化を図ります。

拡充

③ 子ども家庭総合支援拠点の整備

- 平成 28 年児童福祉法の改正により、市区町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担う拠点(子ども家庭総合支援拠点)の整備に努めなければならないとされました。長期化、複雑化する児童虐待事例に対応するため、子ども家庭総合支援拠点を令和4年度までに設置します。

④ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

- 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)では、児童の保護者が、出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童養護施設等で養育保護をします。
- 最近では育児疲れによる利用も増えており、よりきめ細かな対応が必要になってきています。

事業の方向性

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行うため、関係機関との連携により対象世帯を把握し、周知を行います。

継続

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 近年、ひとり親家庭等が増加しており、家事や子育て、経済的な問題など家庭生活において多くの問題を抱えているケースが少なくありません。

事業の方向性	引き続き、ひとり親家庭等の親と子が安心して暮らしていけるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
継続	

3 障がい児支援の充実

- 障がい児とその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援が必要です。
- 障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携体制を構築する必要があります。

事業の方向性	各分野の関係機関が円滑に連携できるよう、定期的・継続的な会議開催により顔の見える関係性を維持するとともに、情報共有・意見交換・ケース検討等を通じて、各関係機関の役割・動向に関する理解を深め、担当者の資質向上および支援体制の強化を図ります。
継続	

4 子どもの貧困対策の充実

- 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、平成 25 年 6 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、平成 26 年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。
- 当市においても、教育支援、生活支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の実施が求められています。

事業の方向性	学習支援、生活支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を実施することにより総合的に子どもの貧困対策を進めていきます。
継続	

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。

現在、本市の幼稚園・保育園及び幼稚園は、学区に関わらず利用されています。また、低年齢の保育利用が一時的に利用超過の状態であることから、今後の子どもの数の増減を踏まえて、保育ニーズに対応していくには広域での調整を図っていくことが求められます。

これらの理由から、市全域を1圏域として教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものとします。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みの推計の考え方

教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業においては、基本的に国のワークシートに基づき推計することとされていますが、国のワークシートを用いた推計値では以下の課題により実態と乖離する可能性があるため、利用実績を用いた推計も行い、必要に応じて補正を加え、量の見込みを決定しました。

※ ワークシートによる推計の課題

国のワークシートを用いた推計値は、「利用意向率(ニーズ調査結果を基に算出)」に大きく左右され、以下のような課題があります。

- 認知度が低い事業については、内容がイメージできないため、「利用したい」と回答しない場合がある(利用意向率が実際よりも低く算出される可能性あり)。
- 「利用したい」と回答しても、実際の就労状況や子育て環境等により、実際には「利用しない」場合がある(利用意向率が実際よりも高く算出される可能性あり)。
- 利用意向率を算出する際の調査対象数が少ない場合、正しい利用意向率の算出が困難となる。

（２）特定教育・保育施設

特定教育・保育施設として、国では、認定こども園・幼稚園・保育所が位置づけられています。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設が認定こども園です。

本市の公立の幼稚園では、幼稚園児（幼稚園教育部）と保育園児（幼稚園保育部）が同じ園の中で一緒に生活しながら合同活動を行う幼保一体化を行っています。

本市の施設概要は次のようになっています。

【幼稚園教育部、幼稚園について】

園名	所在地	受入年齢	開所時間	休業日
陶幼児園	陶町	3 歳児から 5 歳児	8 時 30 分から 14 時 30 分	土曜日 日曜日 祝日 夏季休業 冬季休業 春季休業
稲津幼児園	稲津町			
みどり幼児園	下沖町			
桔梗幼児園	土岐町			
竜吟幼児園	釜戸町			
日吉幼児園	日吉町			
一色幼児園	寺河戸町			
瑞浪幼児園	北小田町			
中京幼稚園(私立)	土岐町	満 3 歳児から 5 歳児	8 時 30 分から 14 時 10 分	

【幼稚園保育部、保育園について】

園名	所在地	受入年齢	開所時間	休業日
陶幼児園	陶町	生後 8 か月から 5 歳児 ※桔梗幼児園は 生後 57 日から ※瑞浪幼児園は 3 歳児から	【短時間】 8 時 30 分から 16 時 30 分 【標準時間】 7 時 30 分から 18 時 30 分	日曜日 祝日 12 月 29 日から 1 月 3 日
稲津幼児園	稲津町			
みどり幼児園	下沖町			
桔梗幼児園	土岐町			
竜吟幼児園	釜戸町			
日吉幼児園	日吉町			
一色幼児園	寺河戸町			
瑞浪幼児園	北小田町			
啓明保育園(私立)	土岐町			

園名	所在地	受入年齢	開所時間	休業日
千寿の里 愛保育園(私立)	山田町	生後 57 日から 5 歳児	【短時間】 8 時 30 分から 16 時 30 分	なし
せいわ保育園(私立) ※小規模保育事業所	和合町	生後 6 か月から 2 歳児	【標準時間】 7 時 30 分から 18 時 30 分	日曜日 祝日 12 月 29 日から 1 月 3 日
千寿の里 もりの愛保育園(私立) ※小規模保育事業所	樽上町	生後 57 日から 2 歳児		

【今後の方向性】

本市では、現状、待機児童は発生していません。しかし、市中心部の幼児園においては、利用定員を上回る申し込みがある状況です。今後、年少人口は減少傾向にあるものの「幼児教育・保育の無償化」の影響により、保育ニーズが高まっているため、需要と供給のバランスを見ながら、既存の保育園・幼稚園の認定こども園化についても推進する必要があります。

（３）教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

① ０歳【３号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

【全体】

（単位：人）

市内全体	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	16	18	20	22	23
②確保方策	50	50	50	50	50
特定教育・保育施設	37	37	37	37	37
新制度に移行しない幼稚園	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	13	13	13	13	13
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	34	32	30	28	27
④保育利用率	6.8	7.8	8.8	9.8	10.8

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○既存の幼稚園保育部、保育園等において確保する。

② 1・2歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

【全体】

（単位：人）

市内全体	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	171	182	183	186	190
②確保方策	190	190	190	190	190
特定教育・保育施設	165	165	165	165	165
新制度に移行しない幼稚園	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	25	25	25	25	25
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
③過不足(②－①)	19	8	7	4	0
④保育利用率	35.7	37.1	38.5	39.9	41.3

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○既存の幼稚園保育部、保育園等において確保する。

③-1 3～5歳【2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

〔認可保育所・幼稚園〕

【全体】

（単位：人）

市内全体	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	394	366	353	339	342
②確保方策	598	598	598	598	598
特定教育・保育施設	598	598	598	598	598
新制度に移行しない幼稚園	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
③過不足(②－①)	204	232	245	259	256

■ 量の見込みの考え方

○国の手引きに基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○既存の幼稚園保育部、保育園等において確保する。

③-2 3～5歳【新1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）】

【新2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）】

〔幼稚園・幼稚園〕

【全体】

（単位：人）

市内全体		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込み	1号認定 新2号認定 (学校教育の利用希望が強い)	403	374	355	345	347
② 確保 方策	1号認定 新2号認定 (学校教育の利用希望が強い)	500	500	500	500	500
③ 過 不足	1号認定 新2号認定 (学校教育の利用希望が強い)	97	126	145	155	153

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○既存の幼稚園教育部等において確保する。

(4) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた以下の13事業であり、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。

■ 子ども・子育て支援事業計画に定める地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における事業名	事業概要
①延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
③子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
④地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
⑤一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑥病児・病後児保育事業	病気または病気回復期で集団保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑧利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
⑨妊婦健康診査（妊婦健康診査費用助成事業）	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
⑩乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑪養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

① 延長保育事業

【全体】

(単位:実人数)

市内全体	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	33	32	31	30	30
②確保方策	73	73	73	73	73
③過不足(②－①)	40	41	42	43	43

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【全体】

(単位:実人数)

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	72	74	78	80	80
	2年生	61	63	66	68	68
	3年生	46	48	50	51	51
	低学年計	179	185	194	199	199
	4年生	26	27	29	30	30
	5年生	25	26	27	28	28
	6年生	8	8	8	9	9
	高学年計	59	61	64	67	67
	合計	238	246	258	266	266
②確保方策		300	300	300	300	300
③過不足(②－①)		42	34	22	14	14

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

③ 子育て短期支援事業

(単位:年延べ人数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	14	14	14	14	14
②確保方策	14	14	14	14	14
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

- 児童養護施設1カ所と1日1人の入所について子育て短期支援事業契約を行った。
- ニーズ量・・・1人×1週間(7日)入所×2回=14人とした。

■ 確保方策の考え方

- 今後も事業の継続実施により確保する。

④ 地域子育て支援拠点事業

(単位:月延べ人数、箇所)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(利用者数)	22,250	22,469	21,844	21,531	21,219
②確保方策(実施箇所数)	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

■ 量の見込みの考え方

- 利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

- 今後も事業の継続実施により確保する。

⑤-1 幼稚園における一時預かり事業

(単位:年延べ人数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	-	-	-	-	-
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	-	-	-	-	-

■ 量の見込みの考え方

○現在、本市では未実施の事業。

■ 確保方策の考え方

○本事業のニーズについては、認可外保育施設やファミリー・サポート・センターにて対応できると考えられるが、今後のニーズによって事業の実施を検討する。

⑤-2 保育所等における一時預かり事業

(単位:年延べ人数)

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		630	662	695	729	766
②確保方策	一時預かり ファミリー・サポート・センター※	800	800	800	800	800
	トワイライトステイ	-	-	-	-	-
	合計	800	800	800	800	800
③過不足(②-①)		170	138	105	71	34

※病児・緊急対応強化事業及び就学時対象を除く。

■ 量の見込みの考え方

○平成28年に開始した事業で、認知されるようになるとともに利用者の増加が見込まれる。
○直近の利用実績をもとに、今後の利用者数の増加を考慮し、「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

⑥ 病児・病後児保育事業

(単位:年延べ人数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	258	258	258	258	258
②確保方策	490	490	490	490	490
③過不足(②－①)	232	232	232	232	232

■ 量の見込みの考え方

○ニーズ調査における「利用した割合」と「利用したい割合」から算出。

■ 確保方策の考え方

○1日あたりの預かり可能人数(2人/日)より算出。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(就学児童のみ)

(単位:年延べ人数)

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	72	71	70	67	63
	高学年	14	14	14	14	14
	合計	86	85	84	81	77
②確保方策		86	85	84	81	77
③過不足(②－①)		0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

○国の手引きに基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

⑧ 利用者支援事業

(単位:箇所)

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
②確保方策	基本型・特定型※ ¹	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	母子保健型※ ²	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	合計(B)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

※¹ 基本型・特定型:職員配置—専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※² 母子保健型:職員配置—母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

■ 確保方策の考え方

○現在、本市では未実施の事業であるものの、令和2年度より子育て世代包括支援センター設置に合わせて開始する。

⑨ 妊婦健康診査(妊婦健康診査費用助成事業)

(単位:年延べ回数)

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		239 (3,346)	235 (3,290)	233 (3,262)	228 (3,192)	223 (3,122)
②確保方策		実施場所:全国医療機関及び助産所にて実施				

※()内は「1人当たり14回受診した場合の見込み受診件数」

■ 量の見込みの考え方

○令和2年度から令和6年度までの出生見込み数に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保体制を維持する。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位:実世帯数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	239	235	233	228	223
②確保方策	実施体制: ①第1子…助産師 ②第2子…子育て支援センター職員 ③養育支援は家庭児童相談員が同行				

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保体制を維持する。

⑪ 養育支援訪問事業等

(単位:実世帯数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15	14	14	14	14
②確保方策	母子担当職員及び家庭児童相談員が家庭訪問を行います。				

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保体制を維持する。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

令和元年10月から副食費の補足給付を開始しました。「幼児教育・保育の無償化」により、かえって利用者負担が増えるという事態にならないよう、令和2年度以降も継続して事業を実施していきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していく必要があります。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

3 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項

(1) 教育保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、幼稚園・保育所等において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した教育・保育内容、教育・保育環境の充実に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

園内研修や教育・保育の専門性を高める研修等、乳幼児期の諸課題を解決するための幅広い研修等を組織的・継続的に実施するとともに、就学前教育から小学校への円滑な移行ができるように保育所・幼稚園と小学校の連携を強化し、子どもの生活・育ちの連続性を大切にしていきます。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、幼稚園児と保育園児が同じ園の中で一緒に生活しながら合同活動を行う幼保一体化を行っています。今後も引き続き幼保一体化の体制を継続させ、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。また、保育所・幼稚園・小学校等との交流・連携を計画的に推進します。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設を整備します。また、一般事業主行動計画の推進など、事業者に対して働きかけを行っていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認・指導等の内容について、県への情報提供を行うとともに、子育てのための施設等の運営が適切に図られるよう、県との連携体制を強化します。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待に対する親への指導、家族関係の修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

(2) 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障がい児とその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人ひとりの障がいの状況に応じた、ライフステージを通じた一貫したきめ細かい支援体制の構築を図っていくとともに、障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障がいに対する相談への対応ができるように、関係機関と連携を強化します。

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 男女共同参画への意識づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進強化、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施と、さまざまな啓発活動を通して、家庭や地域、職場において男女が常に対等な立場でともに活動し、平等に利益を分かち合える社会の実現をめざしていきます。

(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意義及び重要性ならびに市民、事業者、行政が一体となって取り組むことの必要性について啓発を推進し、その定着を図ります。

9 その他関連施策の推進

(1) 親としての成長にかかる支援

子どもだけではなく、親も一緒に育ちあえるよう、親の役割や家庭環境づくりの学習機会を提供していきます。また、初めての子育てでの戸惑いや不安を解消し、育児力の向上を図りながら、親が育つことのできる学習や体験の機会を提供していきます。

(2) 地域の子育て力を高める環境づくり

地域での子どもの安全確保や子育て中の親子の孤立を防止するためには、地域における日常的な見守りが必要です。そのため、地域ぐるみで子育てを行うための見守り体制づくりなどの取り組みを進めます。

(3) 子どもと子育てにやさしいまちづくり

安全・安心な環境で子育てができるよう、道路環境や通学路の整備、まちのバリアフリー化に努めます。子どもを犯罪等から守るため、市民をはじめ関係機関との連携を図っていきます。また、不審者情報の発信や防犯用品の支給を行い、安全への意識を高める事業を展開します。

第7章 計画の進行管理

1 行政機関の連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

2 市民や地域との連携

子どもや子育て家庭をとりまく、保育所、幼稚園、学校、地域住民、事業者など多様な主体が、それぞれ責任を持って子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備などを行い、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「瑞浪市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況を点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。